

第45期 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

東京都港区芝浦三丁目1番21号

msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKP ガーデンシティ PREMIUM 田町

● 目次	第45期定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類	3
	第1号議案 剰余金の処分の件	3
	第2号議案 取締役6名選任の件	4
	第3号議案 監査役1名選任の件	10
	第4号議案 取締役賞与支給の件	11
	(添付書類)	
	事業報告	12
	計算書類	32
	監査報告書	35

株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。


株式会社フォーカスシステムズ

証券コード：4662

証券コード 4662
2021年6月14日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目7番8号

 株式会社フォーカスシステムズ

代表取締役社長 森 啓 一

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況が続いておりますので、ご来場を検討なさっている株主の皆さまにおかれましては、ご自身の健康状態に十分ご留意いただき、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、議決権行使書用紙の郵送による行使の他、インターネット（行使アドレス：<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）でも行使いただけます。株主総会参考書類をご高覧の上、2021年6月28日午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な議決権行使として取扱うことといたします。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております)
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 会議の目的事項

報告事項 第45期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役6名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 取締役賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご呈示くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当社定款第15条の規定に基づき、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.focus-s.com/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類及び事業報告並びに計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.focus-s.com/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的な配当継続の方針に基づきながらも、当期の業績に応じた利益還元を勘案し、下記の通りといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金24円（普通配当20円、特別配当4円）
総額361,540,320円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役7名のうち、三浦宏介、室井誠、後藤亮、鈴木隆博、山口寿彦の5氏は本総会の終結の時をもって任期満了となります。また、経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、新たに社外取締役を1名増員することとし、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>みうら ひろゆき 三浦宏介 (1962年10月17日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数 (本総会終結時) 12年</p> <p>所有する当社株式数 214,600株</p>	<p>1981年12月 当社入社</p> <p>1989年4月 当社システム開発第1部課長</p> <p>1996年4月 当社第2事業部開発部長</p> <p>2002年4月 当社第二事業本部第二統括部長</p> <p>2003年4月 当社ITサービス事業部長</p> <p>2009年4月 当社事業部統括部長</p> <p>2009年6月 当社取締役事業部統括部長</p> <p>2011年4月 当社常務取締役事業本部担当兼情報通信事業本部長</p> <p>2012年6月 当社代表取締役副社長兼情報通信事業本部長</p> <p>2014年4月 当社代表取締役副社長(現任)</p>

【取締役候補者の選任理由】

三浦宏介氏は、長年に亘りシステム開発事業部門で培った実務経験及び当社代表取締役副社長としての経営経験を豊富に有しており、高い統率力であらゆる主要事業を牽引し、当社の成長プロセスにおいて重要な役割を担ってまいりました。引続き同氏の経験・能力を経営に活かしたいため、取締役候補者といたしております。

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p data-bbox="264 423 514 514">むろい まこと 室井 誠 (1963年5月21日生)</p> <p data-bbox="279 536 355 582">再任</p> <p data-bbox="294 604 498 695">取締役在任年数 (本総会最終時) 10年</p> <p data-bbox="279 718 506 778">所有する当社株式数 151,900株</p>	<p data-bbox="544 257 1338 400">1985年3月 当社入社 1997年4月 当社第4事業部第1システム部課長 2001年4月 当社第二事業本部営業企画統括部営業部長 2004年4月 当社ITサービス事業部ITソリューションサービス部長</p> <p data-bbox="544 408 1338 529">2008年4月 当社ITサービス事業部副事業部長 2009年4月 当社ITサービス事業部長 2011年4月 当社ITサービス事業本部長 2011年6月 当社取締役ITサービス事業本部長</p> <p data-bbox="544 536 1338 582">2014年4月 当社常務取締役ITサービス第一事業本部長兼ITサービス第二事業本部長</p> <p data-bbox="544 589 1338 635">2014年5月 当社常務取締役ITサービス第一事業本部及びITサービス第二事業本部担当</p> <p data-bbox="544 642 1338 687">2015年4月 当社常務取締役ITサービス事業本部及びITイノベーション事業本部担当</p> <p data-bbox="544 695 1338 740">2016年4月 当社常務取締役ITサービス事業本部、ITソリューション事業本部及びITイノベーション事業本部担当</p> <p data-bbox="544 748 1338 793">2017年4月 当社常務取締役公共金融事業本部及びITサービス事業本部担当</p> <p data-bbox="544 801 1338 846">2017年6月 当社専務取締役公共金融事業本部及びITサービス事業本部担当</p> <p data-bbox="544 854 1338 899">2019年4月 当社専務取締役公共金融事業本部及びデジタルビジネス事業本部担当(現任)</p>
<p data-bbox="173 975 461 1005">【取締役候補者の選任理由】</p> <p data-bbox="158 1013 1345 1149">室井誠氏は、長年に亘りシステム開発事業部門で培った実務経験及び当社取締役としての経営経験を豊富に有しており、主導力を発揮した組織活性化により事業分野を拡大する中で、保守運用業務を主要な収益基盤の一つに押し上げる等、当社の発展に大きく貢献してまいりました。引続き同氏の経験・能力を経営に活かしたいため、取締役候補者といたしております。</p>		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p>ごとう 藤 亮 <small>まこと</small> (1963年4月9日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数 (本総会最終時) 10年</p> <p>所有する当社株式数 87,300株</p>	<p>1986年3月 当社入社</p> <p>1996年4月 当社第2事業部システム開発部課長</p> <p>2001年4月 当社第二事業本部第一統括部第三システム部長</p> <p>2007年4月 当社第二公共事業部営業総括部長</p> <p>2008年4月 当社第二公共事業部長</p> <p>2011年4月 当社公共金融事業本部長</p> <p>2011年6月 当社取締役公共金融事業本部長</p> <p>2016年4月 当社取締役公共金融事業本部担当</p> <p>2017年4月 当社取締役管理本部担当</p> <p>2018年6月 当社常務取締役管理本部担当（現任）</p>
<p>【取締役候補者の選任理由】</p> <p>後藤亮氏は、長年に亘りシステム開発事業部門で培った実務経験及び公共金融事業本部・管理本部担当取締役としての経営経験を豊富に有しており、大局的見地からのマネジメントで当社の健全な成長及び企業価値の向上に大きく貢献してまいりました。引続き同氏の経験・能力を経営に活かしたいため、取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p>すずき たかひろ 鈴木 隆博 (1969年11月14日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数 (本総会終結時) 4年</p> <p>所有する当社株式数 10,800株</p>	<p>1991年4月 当社入社</p> <p>2003年6月 当社ITサービス事業部ITサービス部課長</p> <p>2005年6月 当社ITサービス事業部テクニカルフロンティアサービス部長</p> <p>2011年4月 当社ITサービス事業本部ビジネスイノベーション事業部長</p> <p>2014年4月 当社ITサービス第二事業本部副本部長</p> <p>2014年5月 当社ITサービス第二事業本部長</p> <p>2015年4月 当社ITイノベーション事業本部長</p> <p>2017年4月 当社ITイノベーション事業本部長 当社ITソリューション事業本部担当</p> <p>2017年6月 当社取締役ITイノベーション事業本部長 ITソリューション事業本部担当</p> <p>2018年4月 当社取締役ITイノベーション事業本部及びITソリューション事業本部担当(現任)</p>
<p>【取締役候補者の選任理由】</p> <p>鈴木隆博氏は、長年に亘りシステム開発事業部門で培った実務経験及び当社取締役としての経営経験を豊富に有しており、高い戦略実行力でITインフラ構築業務を始めとした主要な事業基盤を築く等、当社の発展に大きく貢献してまいりました。引続き同氏の経験・能力を経営に活かしたいため、取締役候補者といたしております。</p>		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<p>やまぐち としひこ 山口 寿彦 (1952年5月30日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役在任年数 (本総会最終時) 6年</p> <p>所有する当社株式数 0株</p>	<p>1975年3月 陸上自衛隊任官 1987年1月 西方総監部人事部 1990年4月 陸幕監理部総務課 1993年4月 第6高射大隊長 1995年4月 東方総監部装備部 1998年4月 陸幕装備部後方支援体制検討準備室長 2001年4月 関西補給処企画室長 2002年8月 高射学校総務部長 2003年12月 札幌病院総務部長 2005年3月 霞ヶ浦駐屯地業務隊長 2006年8月 小平学校人事教育部長 2008年5月 陸上自衛隊退官 2008年6月 富士警備保障株式会社入社第2常駐警備事業部長 2012年6月 同社嘱託契約事業部担当部長 2015年6月 当社社外取締役(現任)</p>
<p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】</p> <p>山口寿彦氏は、自衛官として長年に亘り組織の運営・管理に従事し、その豊富な経験と幅広い見識は、客観的な視点でコーポレートガバナンスを監視・監督するのに適任であると判断しております。同氏が選任された場合には、同氏の持つコーポレートガバナンスと組織統制・情報統制に関する深い知見を活かし、独立した立場での監視・監督を通じて、当社の中長期的な成長に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p> <p>【独立性に関する事項】</p> <p>同氏は、当社と利害関係のない独立した立場であり、また一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場の社外取締役候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引続き独立役員とする予定であります。</p>		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	あらや まゆみ 荒谷 真由美 (1983年1月27日生) <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立 所有する当社株式数 0株	2010年12月 弁護士登録 2010年12月 弁護士法人一番町総合法律事務所入所 2015年10月 古屋法律事務所入所（現任）

【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】

荒谷真由美氏は、会社経営の経験がないものの、弁護士として主に企業法務・民事事件に従事する中で、コンプライアンス・リスクマネジメント・財務・ファイナンス等にも数多く携わっており、その豊富で多彩な経験と幅広い見識に基づき、客観的な視点で当社の経営を監視・監督するのに適任であると判断しております。同氏が選任された場合には、独立した立場から主に法律に関する専門的な知見・経験等を通じた示唆・助言等により、中長期にわたる当社の成長に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしております。

【独立性に関する事項】

同氏は、当社と利害関係のない独立した立場であり、また一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場の社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料を全額負担しております。各取締役候補者の選任が承認された場合、当社が締結している役員等賠償責任保険の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要等は本招集通知23頁記載のとおりであり、次回更新時には同内容で契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役杉山昌宏氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名等	略歴、地位及び重要な兼職の状況
すぎ やま まさ ひろ 杉山昌宏 (1952年9月16日生) 再任 社外 独立 監査役在任年数 (本総会終結時) 8年 所有する当社株式数 800株	1975年10月 日本ビジネスオートメーション株式会社（現東芝情報システム株式会社）入社 1981年3月 丸文株式会社入社 1982年12月 キャドテック株式会社入社 1985年4月 東京エレクトロン株式会社入社 1986年10月 京セラ株式会社入社 1989年2月 東芝マイクロエレクトロニクス株式会社（現東芝デバイスソリューション株式会社）入社 1997年4月 同社ASIC開発部長 1999年6月 同社ASIC応用技術部長 2002年4月 同社上席経営変革エキスパート兼イノベーション推進室長 2012年9月 同社退職 2013年6月 当社監査役（現任）
【社外監査役候補者の選任理由】 杉山昌宏氏は、長年に亘りIT業界において開発・営業・経営に従事してきたことによる幅広い見識及び当社監査役としての経験を豊富に有しており、より一層強固な監査体制の構築に適任であると判断し、社外監査役候補者といたしております。	
【独立性に関する事項】 同氏は、当社と利害関係のない独立した立場であり、また一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場の社外監査役候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引続き独立役員とする予定です。	

(注) 1.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料を全額負担しております。監査役候補者の選任が承認された場合、当社が締結している役員等賠償責任保険の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要等は本招集通知23頁記載のとおりであり、次回更新時には同内容で契約を更新する予定であります。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（社外取締役を除く）に対し、総額30百万円を支給することといたしたく存じます。

当社における取締役賞与は業績連動報酬としており、上記報酬総額は当社における「報酬の額又はその算定方法の決定方針」に基づき、業績指標の達成度合いに応じて算出されているため相当であります。

なお、各取締役に対する支給金額、支給時期、支払等については、取締役会にご一任いただきたく存じます。

(注) 当社における「報酬の額又はその算定方法の決定方針」は本招集通知23頁記載のとおりです。

以 上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありますが、一部に弱さを含みつつも持ち直しの動きが見られます。

また、世界経済につきましても持ち直しの動きが見られますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染再拡大によるリスクに十分留意する必要があります。

情報サービス業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、産業を問わずデジタル化・リモート化を前提とした活動にシフトしていく中、ICTはこれまで以上に重要性が増しております。また、ICTを活用した変革や新たな価値の創造が求められており、高速・低遅延・大量接続を可能とする「第5世代移動通信システム(5G)」をはじめ、IoT、ビッグデータ、AI等のデジタル技術の活用が進んでいくことが想定される一方で、先端技術を持つ技術者の不足はより一層顕著な問題になっております。

このような状況の中、当社は、社員・顧客・協力会社・地域社会・株主・環境等全てに対して会社が生み出した付加価値を分配し、事業を通じて社会に貢献する会社を目指しております。その一環として、リスクをとって果敢に新しい事業に挑戦し持続的に成長するという考えの下、「SAP関連事業の戦略的拡大」や「医療分野におけるAIに係る業務資本提携」等、ビジネス領域を広げ更に次のステージへ移行するための投資を行いました。また既存ビジネスにおきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により一部案件の延期や中止が発生したものの、多岐にわたる事業ポートフォリオが奏功し、会社全体では成長基調を維持しました。

この結果、当事業年度業績は、売上高23,485百万円(前事業年度比3.4%増)、営業利益1,450百万円(前事業年度比1.5%増)、経常利益1,469百万円(前事業年度比0.1%増)、当期純利益1,025百万円(前事業年度比10.2%増)となり、売上高・各利益共に過去最高を更新しました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当期首より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当事業年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

(公共関連事業)

主な最終ユーザが官公庁及び地方自治体となるマイナンバー関連システム、財務システム、貿易システム、航空管制システム、自動車関連システム、健康保険及び年金に関するシステム等社会インフラ基盤のシステム実現に向けた提案、設計、製造、試験からシステム稼働後の運用、保守に至るまでトータルソリューションの技術支援を行っております。

当セグメントにおきましては、案件によりシステム更改と運用の入れ替わりに伴う収益の拡大・縮小が生じる中、公共医療等を含む各種プロジェクトが順調に推移し、セグメント全体で増収増益となりました。

その結果、売上高は7,609百万円(前年同期比4.2%増)となりました。セグメント利益(営業利益)は1,325百万円(前年同期比8.5%増)となりました。

(エンタープライズ事業)

主に法人企業の基幹業務システム・Webアプリケーション・クラウドアプリケーションの開発、ネットワーク・インフラの設計・構築、RPAソリューション、付随する運用・保守、ICTに係るコンサルティングを行っております。

当セグメントにおきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け、期首に案件の先送り等が生じ固定費が収益を圧迫する厳しいスタートとなったものの、ネットワーク及びインフラ案件等を着実に伸ばすとともに新規案件を積極的に獲得したことにより、利益の減少を最小限に留めました。

その結果、売上高は5,560百万円（前年同期比12.2%増）となりました。セグメント利益（営業利益）は679百万円（前年同期比1.8%減）となりました。

(広域ソリューション事業)

東京・名古屋・大阪地域における、通信制御・組込み・法人企業及び行政機関向けのシステム開発、AIソリューション、付随する運用・保守、ICTに係るコンサルティングを行っております。

当セグメントにおきましては、期首より名古屋圏において一部案件の中止等が発生し厳しいスタートをきったものの、5G関連ビジネスの拡大及び関西地域の地方自治体案件の好調な推移等により、増収増益となりました。

その結果、売上高は4,500百万円（前年同期比6.6%増）となりました。セグメント利益（営業利益）は562百万円（前年同期比13.8%増）となりました。

(イノベーション事業)

法人企業向けのインフラ基盤設計・構築、メインフレーム構築、システム開発、付随する運用・保守、IoT及び情報セキュリティ分野における自社製品の製造・ソリューションの提供をしております。

当セグメントにおきましては、インフラ設計・構築や運用・保守等、ITサービス案件が概ね計画通りに推移した一方で、デジタルフォレンジック製品の収益が減少したことが業績に大きく影響しました。

その結果、売上高は5,814百万円（前年同期比6.5%減）となりました。セグメント利益（営業利益）は555百万円（前年同期比20.5%減）となりました。

受注売上の状況は以下のとおりです。

① 受注実績

セグメントの名称	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	受注高(千円)	受注残高(千円)	受注高(千円)	受注残高(千円)
公共関連事業	7,359,667	1,674,745	7,502,452	1,568,040
エンタープライズ事業	4,722,259	958,196	5,594,969	992,237
広域ソリューション事業	4,016,101	849,623	4,556,188	905,199
イノベーション事業	6,639,883	1,220,345	5,456,172	861,645
合計	22,737,911	4,702,910	23,109,784	4,327,122

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 売上実績

セグメントの名称	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
公共関連事業	7,300,728	32.2	7,609,157	32.4
エンタープライズ事業	4,957,697	21.8	5,560,928	23.7
広域ソリューション事業	4,223,342	18.6	4,500,612	19.2
イノベーション事業	6,222,137	27.4	5,814,872	24.7
合計	22,703,906	100.0	23,485,572	100.0

(注) 1.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2.前事業年度のセグメント情報については変更後の区分により作成したものを記載しております。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大が経済活動に今なお影響を及ぼしており、先行き不透明感が続いております。そのような中、当社は、より広く、より長期的な視野で常にBCP（事業継続計画）を見直し、実効性を高め、当社の事業を取巻く複合的なリスクに対処できる企業であり続けなければならないと考えております。事業継続力及びコーポレートガバナンス体制を強化することで、信頼性の向上と持続的な成長を実現してまいります。

また、情報サービス産業における高スキル人材の獲得についても厳しい競争状態が続いており、人材がかけがえのない経営資源である当社としましては、一層の採用強化及び従業員定着率向上に向けた取組みが求められます。このような状況を踏まえ、当社は、従業員及び求職者にとってより魅力ある企業になるべく、企業認知度を高め、高付加価値をつけるための教育・研修投資及び働き方改革等の施策により、企業価値の向上に努めてまいります。

また、各セグメントにおける主な課題は、以下のとおりであります。

公共関連事業においては、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策に伴い、公共事業に関する予算縮小等による業務量の減少や、オフショアによる単価削減の継続が予想されます。その一方で、2021年9月に予定されているデジタル庁創設等、政府のDX進展に伴う案件増加が期待できることから、当社の事業優位性を発揮するにあたり、DX案件を実行することのできる人材の育成及び確保並びにノウハウ等の共有が最重要課題と認識しております。公共案件に長く携わる中で得てきた知見やノウハウを社内で共有し、DX案件の獲得に向けた人材育成及び組織強化につなげてまいります。また、先端技術を持つ人材の拡充も進めてまいります。

エンタープライズ事業においては、主となる最終ユーザの多くが法人企業であり、新型コロナウイルス感染症等の顧客を取巻く市況の変化により顧客の業況が悪化した場合、案件の縮小・延期・中止等により、事業計画を余儀なく変更する可能性があります。対象とする市場は多岐にわたることから、引続き新規案件の獲得に注力しリスク分散を図ります。また、トラブルを発生させないためのプロジェクトマネジメントの強化及びストックビジネス比率の向上等により、安定的な収益性の確保を図ってまいります。

広域ソリューション事業においては、新型コロナウイルス感染症等の顧客を取巻く市況の変化により顧客の業況が悪化した場合、案件の縮小・延期・中止等により、事業計画を余儀なく変更する可能性があります。短期間・低コスト・高品質のアプリケーション開発の需要拡大に対応すべく、ローコードや自動化案件の取込みに一層注力してまいります。また、請負案件・一次請け案件を増やし利益率向上に繋げるため、プロジェクトマネジメントを実行できる人材の育成・確保にも注力してまいります。

イノベーション事業においては、特定顧客との強固なパイプが当セグメントにおける安定的な収益基盤となっておりと同時に、特定顧客への依存度が他セグメントと比較して相対的に高くなっております。一方で、暗号や電子透かし、ビーコン等の自社製品を開発・販売していることから、ストックビジネス比率の向上及び当社ブランド力強化に努め、特定顧客の事業方針変更や業績不振等に影響されない強固な事業基盤の構築に注力してまいります。

これらの取組みによって、当社の企業価値向上を図ることで顧客基盤を拡大し、将来に亘り安全・安心な社会作りに貢献してまいります。

(3) 資金調達の様況

該当事項はありません。

(4) 設備投資の様況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの様況

当社は、エンタープライズ事業におけるS A P関連ビジネスの強化を図るため、2020年12月1日付で、富士フィルムシステムズ株式会社からS A P（外販）関連事業を譲受けております。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

当社は、株式会社F R O N T E Oと2020年11月16日に業務資本提携契約を締結しており、これに伴い、同社の普通株式652,700株を499,968千円で取得しております。

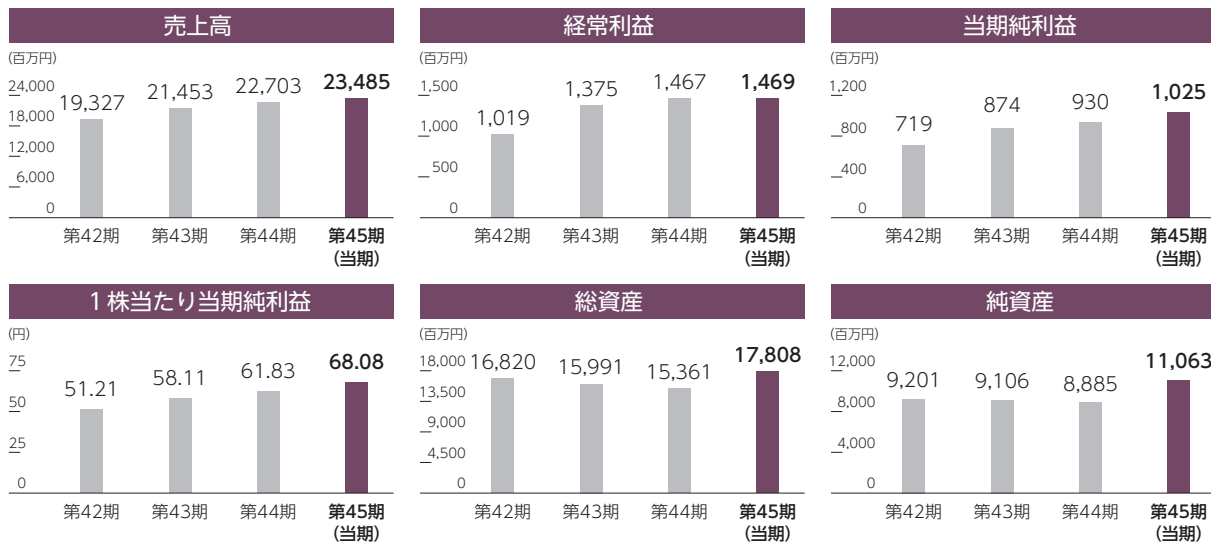
（取得後所有株式数3,637,420株、議決権比率9.28%）

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(10) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第42期 (2018年3月期)	第43期 (2019年3月期)	第44期 (2020年3月期)	第45期(当期) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	19,327,344	21,453,829	22,703,906	23,485,572
経 常 利 益 (千円)	1,019,522	1,375,563	1,467,598	1,469,416
当 期 純 利 益 (千円)	719,243	874,282	930,316	1,025,054
1株当たり当期純利益 (円)	51.21	58.11	61.83	68.08
総 資 産 (千円)	16,820,805	15,991,992	15,361,878	17,808,388
純 資 産 (千円)	9,201,228	9,106,539	8,885,900	11,063,631



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を第43期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。第42期については遡及処理後の数値を記載しております。

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(12) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

① 通信・公共分野でのシステムインテグレーション事業

② システムの根幹を支えるITサービス事業

③ 情報化社会の健全化を担う情報セキュリティ事業

(13) 主要な拠点等 (2021年3月31日現在)

本 社・・・・・・・・・・東京都品川区

大阪支社・・・・・・・・・・大阪府大阪市中央区

名古屋オフィス・・・・・・・・・・愛知県名古屋市中区

(14) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (名)
公共関連事業	371
エンタープライズ事業	269
広域ソリューション事業	289
イノベーション事業	227
全社 (共通)	81
合計	1,237

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、他社への出向者は含んでおりません。
 2. 全社 (共通) は、総務、人事及び経理等の管理部門の従業員であります。

(15) 主要な借入先の状況

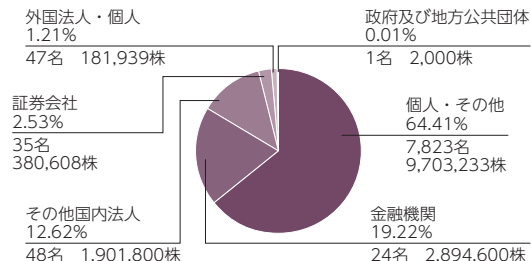
借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	460,004
株式会社りそな銀行	339,908
株式会社横浜銀行	304,810
株式会社三菱UFJ銀行	255,000
株式会社みずほ銀行	100,000
みずほ信託銀行株式会社	86,000
株式会社商工組合中央金庫	34,800
株式会社きらぼし銀行	1,647

千円

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,292,942株
(自己株式1,228,762株を含む)
- (3) 株主総数 7,979名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主

株式分布状況（自己株式を除く）



株主名	持株数 株	持株比率 %
株式会社FRONTEO	900,000	5.97
フォーカスシステムズ社員持株会	587,500	3.89
第一生命保険株式会社	500,000	3.31
畑山 芳文	488,000	3.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	421,700	2.79
株式会社三井住友銀行	340,000	2.25
森 啓一	251,200	1.66
東 光博	222,000	1.47
みずほ信託銀行株式会社	220,000	1.46
柿木 龍彦	218,400	1.44

(注) 当社は自己株式1,228,762株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を除外して計算しております。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年8月20日付で、取締役5名（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式17,600株の自己株式を交付しております。

- (7) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 啓 一		
代表取締役副社長	三 浦 宏 介		
専務取締役	室 井 誠	公共金融事業本部及び デジタルビジネス事業本部担当	
常務取締役	後 藤 亮	管 理 本 部 担 当	
取 締 役	鈴 木 隆 博	ＩＴイノベーション事業本部及び ＩＴソリューション事業本部担当	
取 締 役	山 口 寿 彦		
取 締 役	瀬 尾 勘 太		
常勤監査役	七 井 孝 司		
常勤監査役	吉 野 充		
監 査 役	中 村 清 司		
監 査 役	杉 山 昌 宏		

- (注) 1.取締役山口寿彦氏及び瀬尾勘太氏は、社外取締役であります。
 2.監査役中村清司氏及び杉山昌宏氏は、社外監査役であります。
 3.取締役山口寿彦氏、取締役瀬尾勘太氏及び監査役中村清司氏並びに監査役杉山昌宏氏につきましては、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。
 4.監査役七井孝司氏は、管理本部長として財務・会計・法務等を所管する部門のトップとしての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、被保険者を当社取締役及び当社監査役とする役員等賠償責任保険契約を締結し、当社が保険料を全額負担しております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりであります。

① 補償地域及び保険期間

補償地域は全世界、保険期間は2020年10月から2021年10月までの1年間であります。

② 補償対象及び免責事項

会社の役員としての業務につき行なった行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としております。現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用する役員等賠償責任保険契約では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- 1) 役員が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- 2) 役員の犯罪行為又は役員が違法であることを認識しながら行なった行為
- 3) 役員に報酬又は賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- 4) 役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- 5) 違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

(4) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 報酬の額又はその算定方法の決定に関する基本方針

当期における当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針は、2021年2月24日開催の取締役会において次のとおり決議しております。なお、次期以降における報酬の額又はその算定方法の決定方針に関し、透明性と公正性を高めるために、2021年3月29日開催の取締役会において任意の諮問委員会（報酬委員会・指名委員会）を設置することを決議いたしております。

1) 基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、技術革新や市場環境の変化が激しい業界における当社の企業価値の持続的な向上を図り、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とする報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、基本報酬としての取締役報酬の他、短期の業績連動報酬としての取締役賞与及び中長期的なインセンティブとしての意義を持つ譲渡制限付株式報酬により構成しております。また、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、高い独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみを支払うこととしております。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、2000年6月29日開催の当社第24期定時株主総会においてご承認頂いた報酬の限度額（月額30百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない））の範囲内で、月例の固定報酬とし、役位、職責、貢献度並びに当社の業績等を考慮し、取締役会の決議において決定しております。

3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(ア) 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（中期経営計画に基づく各事業年度の営業利益の目標値）に対する達成度合いに応じて算出された額（総額）を取締役賞与として毎年株主総会に上程し、決定された範囲内で各取締役の業績に対する貢献度に基づき、代表取締役社長の森啓一より、取締役賞与の配分案を取締役会へ提示し、その決議によって決定のうえ、毎年7月に支給しております。

・業績指標として営業利益を選定した理由

技術革新や市場環境の変化に柔軟に対応しつつ、当社事業における収益性向上による利益拡大の成果を客観的に評価するうえで透明性の高い指標と成りうることから中期経営計画において定めた目標を業績指標として採用しております。なお、当事業年度の営業利益に関しては1.（1）事業の経過及びその成果（本招集通知12頁）記載のとおりです。

(イ) 非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との価値共有を図るため譲渡制限付株式とし、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、毎年1回、取締役会決議を経て対象者に対して当社の普通株式による譲渡制限付株式を付与しております。当該株式においては、2020年6月29日開催の当社第44期定時株主総会においてご承認頂いた内容に基づき、払込期日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職する日までの期間について譲渡制限を設けることとし、対象取締役に対して付与することが出来る株式の数は年26千株以内、そのために会社が支給する報酬の総額は年額200万円以内としております。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本株式にかかる金銭報酬債権の全部を現物出資し、本株式の発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は、本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定しております。

4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）報酬における種類別の割合については、当社の事業の状況並びに中長期的な業績向上に向けた各種施策を果敢に実行し続けられる水準等を総合的に勘案し、報酬割合の妥当性について検討を行うこととしており、明確な割合における定めは設定しておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員退職慰労引当金繰入額	
取締役 （内、社外取締役）	246,454 (12,000)	203,118 (12,000)	30,000 (0)	10,586 (0)	2,750 (0)	7 (2)
監査役 （内、社外監査役）	23,040 (7,200)	23,040 (7,200)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 2000年6月29日開催の第24期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額300万円以内、監査役の報酬限度額は月額400万円以内と決議いただいております。なお、第24期定時株主総会終結時点での取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。また、2020年6月29日開催の第44期定時株主総会において、上記とは別枠で、取締役に対する譲渡制限

付株式支給に係る報酬総額を年額20百万円以内(発行又は処分をされる当社普通株式の総数は年26千株以内)とし、各対象取締役への具体的な配分については取締役会において決定することを決議いただいております。なお、第44期定時株主総会終結時点での取締役(社外取締役を除く)の員数は5名です。

3.業績連動報酬等は、本総会にて決議予定の取締役賞与を記載しております。

4.非金銭報酬等は、当事業年度における譲渡制限付株式報酬の費用計上額を記載しております。

5.役員退職慰労引当金繰入額は、2020年6月29日開催の第44期定時株主総会において「取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」が決議されるまでに引当てた当事業年度に係る額を記載しております。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が原案を策定し、独立社外取締役の意見を踏まえつつ決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席回数	活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	山口 寿彦	[取締役会] 22/23回	自衛官として組織の運営・管理に従事し、主にコーポレートガバナンス・組織体制・情報統制に関する深い知見を活かし、適切な監督機能を果たすことを期待しており、独立した立場と上記の知見に基づく客観的な視点で議案審議等に必要かつ確かな発言を行う等、重要な役割を果たしております。
取締役	瀬尾 勘太	[取締役会] 23/23回	税理士として培ってきた会計・税務・財務に関する高度な専門知識と経験を活かし、適切な監督機能を果たすことを期待しており、独立した立場と上記の知識・経験に基づく客観的な視点で議案審議等に必要かつ有意義な発言を行う等、重要な役割を果たしております。
監査役	中村 清司	[取締役会] 23/23回 [監査役会] 22/22回	IT業界において開発・営業・経営に関わってきたことによる幅広い見識で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	杉山 昌宏	[取締役会] 23/23回 [監査役会] 22/22回	IT業界において開発・営業・経営に関わってきたことによる幅広い見識で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬

29,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29,000千円

(注) 1.会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や監査時間、報酬見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2.当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合や、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの行政処分を受けた場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合においては、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を説明いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合能力の観点から監査を遂行するのに十分かどうか等、監査実施の有効性及び効率性をもって、再任・不再任を判断いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が定める内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 当社は、法令をはじめ、「文書管理規程」「情報セキュリティ実施マニュアル」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
 - 2) 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
 - 3) 統括責任者は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
 - 4) 保管される記録は、随時、取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な検索性の高い状況で保存・保管する。
 - 5) 情報セキュリティ基本方針、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) に倣い、情報の保存・管理・伝達に適切な体制を構築する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 企業の目的並びに事業の目的に多大な影響を与える可能性のある事象(リスク)を以下のように区分し、管理体制を構築する。
財務報告リスク、品質リスク、情報セキュリティリスク、労務リスク、法的リスク、環境リスク、事業継続リスク、人的資源リスク、財務リスク
 - 2) 「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクマネジメントシステムを指揮するため、リスク管理委員会を組織し、財務リスクに対する評価を行ない、リスクの回避・低減させる対応を取る。
 - 3) 使用人による情報漏洩による不正行為抑制のため、「秘密管理規程」、「懲罰規程」を定め、さらに社内規程遵守誓約書の自署提出を求める。
 - 4) デジタル情報に関するリスク管理は、情報漏洩ルートが的確に把握できるシステムを構築し、かつ社内研修の実施により抑止力機能を持たせる。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - 2) 全取締役は、当社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化をはかる。
 - 3) 業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
 - 4) 各部門は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
 - 5) 効率的な職務執行のため、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲及び権限を明確にする。
 - 6) 環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。

- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 法令及び定款に適合すべく社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
 - 2) 「取締役会規程」、「監査役会規程」、「社員就業規程」において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。
 - 3) 法令遵守体制を堅持するために、使用人は、社内規程遵守誓約書に署名捺印をもって提出するものとする。
 - 4) コンプライアンス通報制度を構築し、法令及び定款遵守の推進については、役員及び社員等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
 - 5) 内部監査体制を構築し、業務執行の適法性を監査する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (ア) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する業務を所管する取締役（所管取締役）が担当する。
 - (イ) 所管取締役は、必要に応じて関係会社に対し書類等の提出を求め、関係会社の経営内容の把握に努める。
 - 2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 「経理規程」に則った経理処理を求め、月次での報告を受ける。
 - (イ) 関係会社は「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクへの対策実施状況及び有効性をリスク管理委員会にて説明し、その評価を行う。
 - 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 関係会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、相互信頼による共存共栄を基本とする。
 - (イ) 重要案件については、取締役会の事前協議を行う。
 - 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 企業集団の事業に関して所管する取締役を置くとともに、子会社に対して法令遵守体制を構築する権限と責任を与える。
 - (イ) 子会社が構築する法令遵守体制について、当社管理本部がこれを横断的に推進し管理する。
 - (ウ) (イ) の管理において監査を実施する場合には、当社の「内部監査規程」を準用する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人は、内部監査室の社員とする。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
内部監査室の社員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。

- ⑨ 監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - (ア) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
 - (イ) 認識するリスクに対して内部監査室による内部監査を行い、内部監査室は、その結果を監査役会に報告する。
 - (ウ) 財務報告については、監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役会に報告する。
 - (エ) 使用人による内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会からリスク管理委員会に報告する。
 - 2) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者に相当する者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - (ア) 子会社の担当取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
 - (イ) 子会社の財務報告については、子会社の担当部門からの報告により監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役会に報告する。
 - (ウ) 内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会よりリスク管理委員会に報告する。
- ⑩ 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 「コンプライアンス通報規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することの無いような措置を講ずる。
 - 2) 子会社の使用人に関しても、1) の扱いと同様に、不利益取扱い等に対する保護を行う。
- ⑪ 監査役職務について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
 - 2) 緊急又は臨時的の支出が必要となった費用の前払い、及び支出した費用の償還を会社に請求することができる。
 - 3) 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。
- ⑫ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役の実効性を確保するため、「監査役監査基準」、「内部監査規程」を制定する。
 - 2) 監査役は、取締役会のほか、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。
 - 3) 会社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。
 - 4) 三様監査（内部監査、監査役監査及び会計監査人監査）の意義・目的を十分理解し、三様監査間の連携及び相互補完を図る。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況

- ① 当社は、政府方針である「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、その社会的責任を強く認識するとともに、反社会的勢力による経営活動への関与や、当該勢力による被害を防止し、コンプライアンス経営を徹底するため以下の基本方針を定めます。
 - 1) 反社会的勢力による不当要求に対しては、対応する役職員の安全を確保するため、組織として対応します。
 - 2) 反社会的勢力への対応に際し、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との連携強化を図ります。
 - 3) 反社会的勢力とは、取引関係はもとより、一切の関係を遮断します。
 - 4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶し、民事・刑事の両方面より法的対応を行います。
 - 5) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は行いません。
- ② 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、社員就業規程に反社会的勢力との関わりについて定め、組織全体で取り組んでいます。
 - 1) 対応部署及び不当要求防止責任者の設置状況
総務部を対応部署とし、不当要求防止責任者を中心に、事案毎に関係部署と協議し、対応することとしています。
 - 2) 外部の専門機関との連携状況
所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しています。
 - 3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
不当要求防止責任者が担当として、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関より反社会的勢力に対する情報の収集・管理を行っています。
 - 4) 対応マニュアルの整備及び研修活動の実施状況
マニュアルの整備を随時進めると共に、研修などにより平素の啓蒙活動に努めています。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システム構築の基本方針に沿った、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は23回開催され、経営上の重要な決議を行うとともに、業績の分析・評価等を行いました。取締役会には、原則全監査役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監査しました。
- ② 監査役会は22回開催され、取締役の業務執行に関わる監査を行いました。また、各取締役とそれぞれのテーマに応じた意見交換・議論を行っております。
下記リスク管理委員会にも出席し、情報収集を行いました。
監査計画は内部監査室と調整を行い、また監査結果は会計監査人との意見交換を行い、監査業務に反映させるよう努めました。

- ③ 内部監査を4回にわたり実施し、全社的な内部統制、業務プロセスに係る内部統制、ITシステムにおける全般統制及び業務処理統制の整備上・運用上の有効性評価、並びに社内規程に対する監査を行いました。
- ④ リスク管理委員会を4回にわたり実施し、財務報告に関する内部統制システムの整備上・運用上の有効性評価を行いました。
- ⑤ 社内規程類の制定及び見直しについては、社員就業規程、品質管理規程、稟議規程を始めとして、17規程類の制定・改定等を行いました。
- ⑥ 社内研修として、内部統制、リスク・マネジメント、情報セキュリティ、コンプライアンスを含む企業倫理に関するe-ラーニング研修を実施しました。
- ⑦ 反社会的勢力への対応については、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に継続加盟しております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、以下の経営理念・経営ビジョンを理解し支持する者が、「財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

【経営理念】

社員すべてが心と力を合わせ、企業の発展と成長を通じて、未来のより良い環境作りに貢献する

【経営ビジョン】

私たちは、以下の3つの責任を果たしていきます。

● 個人責任

人間性と技術力を磨き、最高のサービスをお客様に提供します。

● 企業責任

社員相互が信頼し合い、安心かつ働きがいのある会社を作ります。

● 社会責任

お客様、投資家、株主から信頼され、社会から必要とされる会社を作ります。

投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど真摯な姿勢で臨みます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の		部 額	負 債 の		部 額
科 目		金 額	科 目		金 額
【流動資産】		9,812,956	【流動負債】		4,571,965
現金及び預金		4,221,234	買掛金		1,342,786
電子記録債権		16,941	短期借入金		335,990
売掛金		5,392,861	一年内償還予定の社債		510,000
商品及び製品		56,735	一年内返済予定の長期借入金		478,447
仕掛品		14,071	未払金		342,384
前払費用		91,296	未払法人税等		283,467
短期貸付金		2,500	未払消費税等		418,845
未収入金		6,351	未払費用		152,984
その他の金		13,464	預り金		43,519
貸倒引当金		△2,500	賞与引当金		523,862
【固定資産】		7,995,431	役員賞与引当金		30,000
(有形固定資産)		3,505,292	株主優待引当金		38,948
建物		177,969	前受の金		59,858
建物附属設備		132,321	その他		10,872
構築物		35,793	【固定負債】		2,172,790
車両運搬具		5,770	社債		760,000
工具、器具及び備品		151,017	長期借入金		767,732
土地		3,002,419	繰延税金負債		547,308
(無形固定資産)		145,411	長期未払金		97,750
ソフトウェア		104,248	負債合計		6,744,756
ソフトウェア仮勘定		20,413	純資産の部		
のれん		17,786	【株主資本】		9,225,870
電話加入権		2,962	(資本金)		2,905,422
(投資その他の資産)		4,344,728	(資本剰余金)		2,148,014
投資有価証券		3,611,201	資本準備金		749,999
関係会社株		53,000	その他資本剰余金		1,398,015
出資		100	(利益剰余金)		4,527,326
長期貸付金		5,000	その他利益剰余金		4,527,326
関係会社長期貸付金		60,000	繰越利益剰余金		4,527,326
保険積立金		399,315	(自己株式)		△354,892
その他の金		221,111	【評価・換算差額等】		1,837,760
貸倒引当金		△5,000	その他有価証券評価差額金		1,837,760
資産合計		17,808,388	純資産合計		11,063,631
			負債・純資産合計		17,808,388

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		23,485,572
売上原価		20,362,267
売上総利益		3,123,304
販売費及び一般管理費		1,673,145
営業利益		1,450,159
受取利息及び配当金	12,205	
受取家賃	3,457	
貸倒引当金戻入額	6,000	
受取保険金	5,000	
助成金の収入	4,890	
その他	13,173	44,726
営業外費用		
支払利息	10,345	
社債償還利息	6,494	
貸与資産減価償却費	660	
社債発行費	2,112	
固定資産除却損	5,855	
その他	1	25,469
経常利益		1,469,416
特別利益		
保険解約返戻金	28,741	
固定資産売却益	4,666	33,408
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	2,335	2,335
税引前当期純利益		1,500,489
法人税、住民税及び事業税	467,715	
法人税等調整額	7,720	475,435
当期純利益		1,025,054

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	2,905,422	749,999	1,388,968	2,138,968	3,803,203
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△300,931
当 期 純 利 益					1,025,054
自 己 株 式 の 処 分			9,046	9,046	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	9,046	9,046	724,122
当 期 末 残 高	2,905,422	749,999	1,398,015	2,148,014	4,527,326

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△359,961	8,487,632	398,267	8,885,900
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△300,931		△300,931
当 期 純 利 益		1,025,054		1,025,054
自 己 株 式 の 処 分	5,068	14,115		14,115
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,439,493	1,439,493
当 期 変 動 額 合 計	5,068	738,237	1,439,493	2,177,730
当 期 末 残 高	△354,892	9,225,870	1,837,760	11,063,631

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社フォーカスシステムズ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 出口 眞也 ㊦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯室 進康 ㊦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フォーカスシステムズの2020年4月1日から2021年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに関する監査役監査の実施基準に準拠し取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びにその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2021年5月26日

株式会社フォーカスシステムズ 監査役会
常勤監査役 七井孝司 ㊟
常勤監査役 吉野充 ㊟
社外監査役 中村清司 ㊟
社外監査役 杉山昌宏 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町
TEL 03 (5439) 6119

最寄りの駅：JR線 田町駅(芝浦口(東口)) 徒歩1分
都営地下鉄浅草線、三田線 三田駅(A4出口) 徒歩3分



※会場には本総会用専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

【新型コロナウイルス対応に関するお知らせ】

株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主総会開催日時点での感染状況をふまえて、株主総会会場において必要な対策を講じる場合がございます。株主の皆様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。併せて、書面またはインターネットによる議決権行使のご検討をお願いいたします。